

第 4 章

関税政策の進化

- ・ アジアの国・地域の実行関税（applied tariffs）は相対的に低く、現在も低下しつつある。
- ・ 香港やマカオなどアジアの一部の地域は、輸入が完全に非課税である。
- ・ アジアの貿易は半製品が大半を占めており、これらの実行関税は最も低い。
- ・ 非関税措置がゆえに、関税の低さが必ずしも貿易自由化の度合いを示しているとは限らない。



第1節 WTO に対するアジアの関税公約の概要

前章で検討したように、インフラの改善を通じた取引費用の低減は、アジアにおける国際価値連鎖の発展の鍵である。そして、貿易促進におけるもう一つの軸は、関税の引き下げである。WTO は自由貿易交渉の中で市場参入と関税の問題を重視してきた。具体的には「譲許」水準（“bound” level）、すなわち加盟国が正式に公約する上限関税の引き下げと、交易関係の透明性向上を交渉の目的としている。

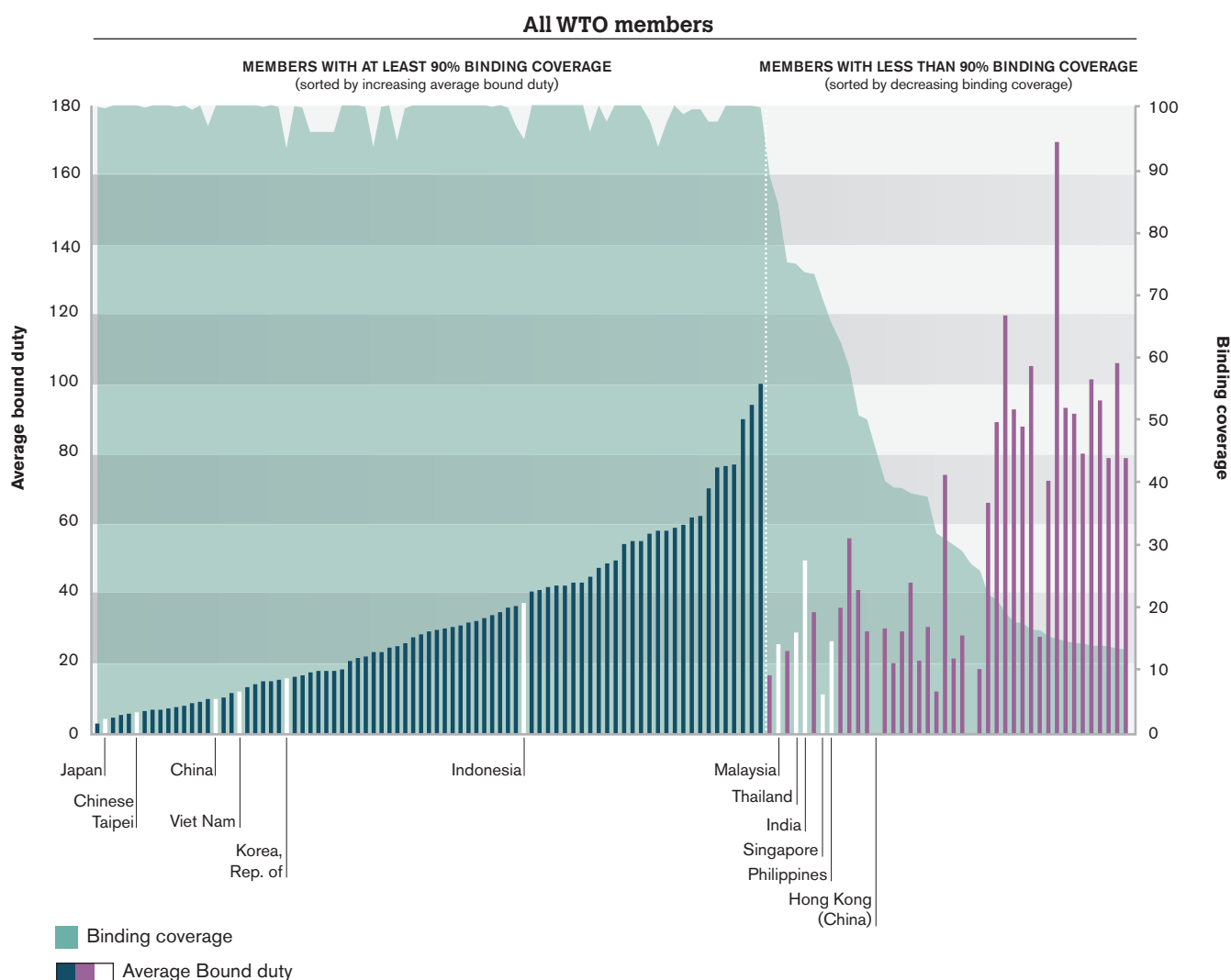
WTO に対する加盟国の関税公約は、加盟国が特定の輸入品に課すことのできる譲許関税（bound duty）と、

譲許することを正式に合意した製品の数または割合（譲許の範囲）を設定する。WTO 加盟国153ヶ国のうち、111ヶ国は品目の90%以上に譲許関税を設定している。アジアでは、日本と台湾がほぼ最大限の譲許の範囲と低い譲許関税水準を設定している。また、譲許の範囲が90%を大きく下回るとしても、譲許製品を免税にしているのはアジアで香港とマカオだけであることにも触れておくべきだろう。

図1は、WTO 全加盟国（欧州連合は一つの加盟国として表示）の関税公約の概要を、譲許の範囲と譲許関税水準で示したものである。左の縦軸は加盟国の平均譲許関税水準を、右の縦軸は譲許の範囲を示している。譲許

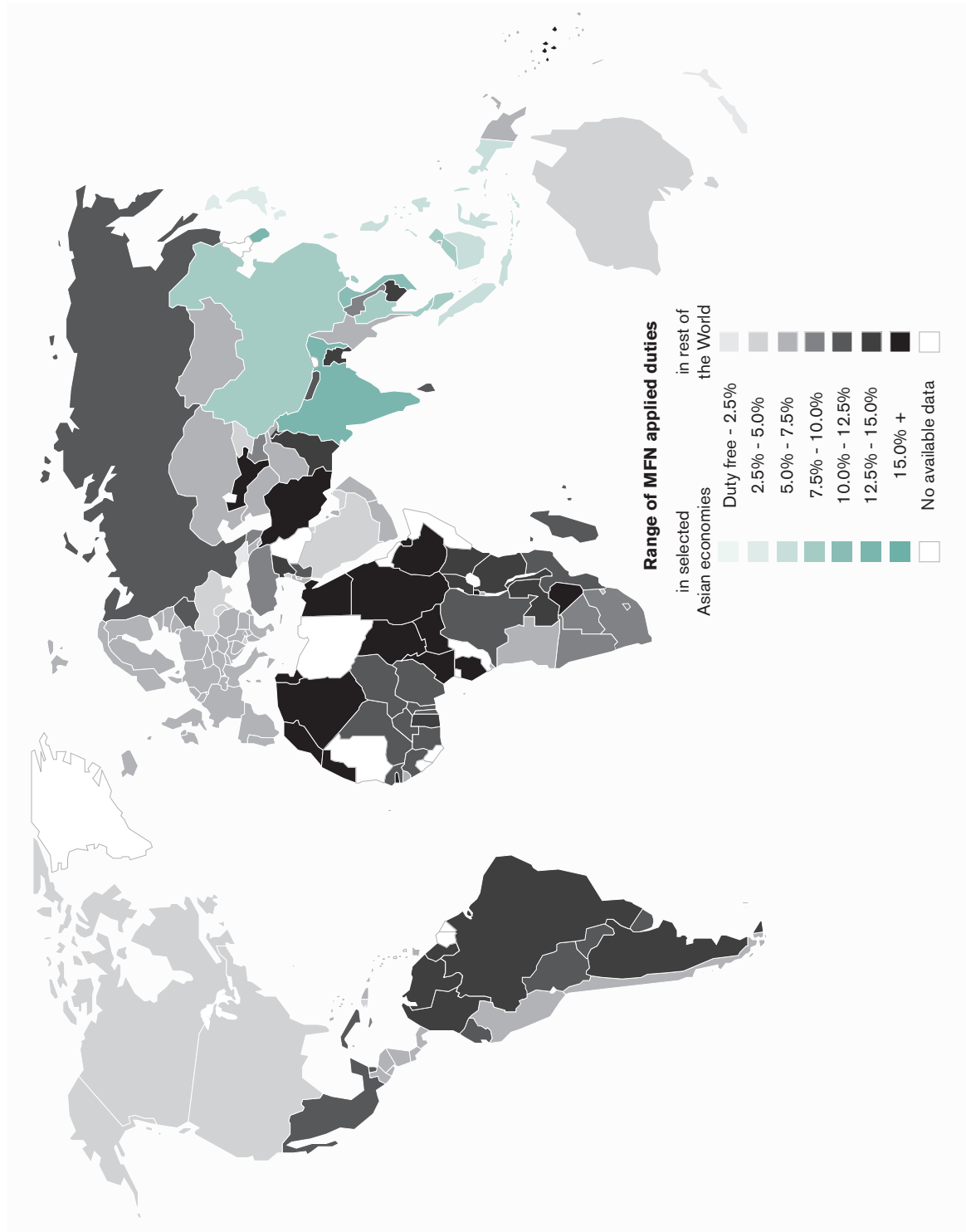
図1

WTO 加盟国の譲許関税公約（%）



(出所) WTO (2010a)。

図2
世界の最新の実行関税 (%)



(出所) WTO (2010a)。

税率は加盟国が WTO 協定の下に正式に約束した税率だが、実際にはそれよりも低い税率を適用する場合も多い。このような実際の関税水準を「実行税率」(applied tariffs)と呼ぶ。

第2節 アジアの実行税率

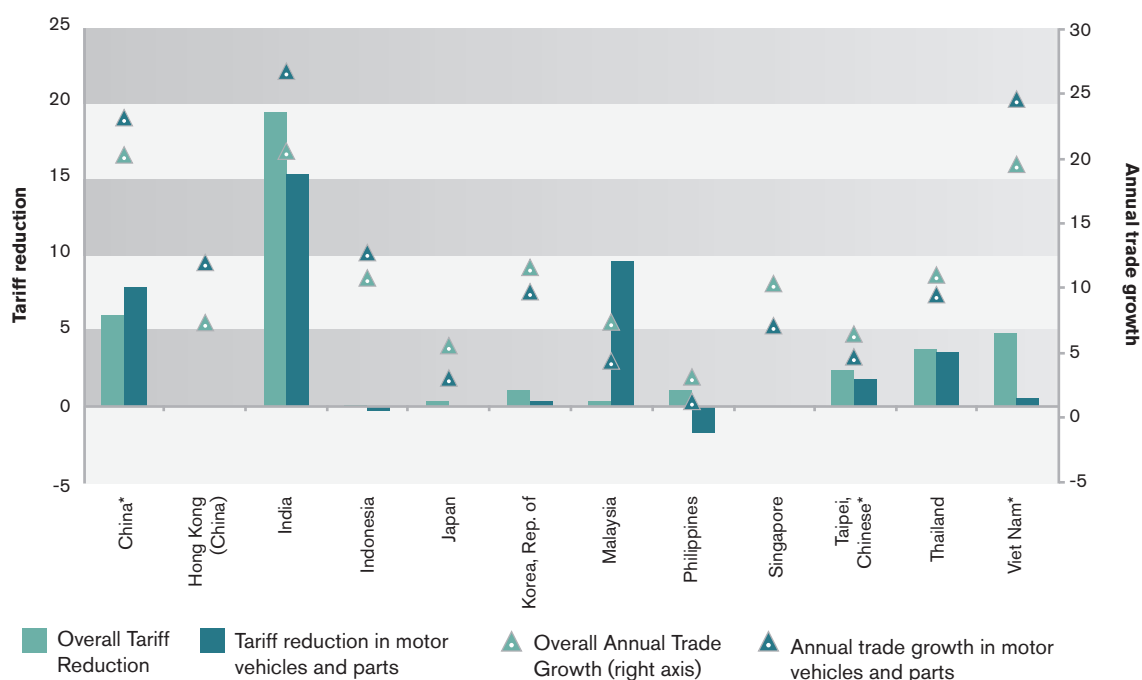
WTO の最恵国待遇 (most favoured nation: MFN) 原則に基づくアジアの実行税率は概して低く、たいていは 5～10% である (MFN 実行税率水準については図 2 を参照)。MFN 原則は、いずれかの加盟国が提示する最善の関税条件の恩恵を、すべての WTO 加盟国が受けられるよう徹底することによって国間の差別を防いでいる。インドと韓国の実行税率はそれぞれ 12.9% と 12.1% であり、

低い実行税率のパターンから若干逸脱している。ただしインドは実行税率の引き下げを続けており、2009 年の平均税率は 2001 年の水準より 19.5 ポイント低い。

図 3 は、アジアの主要な貿易国が実行税率を大幅に引き下げたことを示している。関税全体を 2001 年の水準から最も大きく引き下げた中国、インド、ベトナムは、年間貿易成長率が最も高い国々でもある。インドネシアやフィリピンなど一部の国は、関税をわずかに引き上げた。ただしこれらの国々は、自動車とその部品の貿易を主軸に地域の価値連鎖で中核的な役割を果たしており、2001 年での実行税率はすでに相対的に低かった。当時、中国の税率は 16.9%、インドは 25.7% だったが、インドネシアは 6.3%、フィリピンは 4.8% だった。マレーシアでさえ 18.6% の関税を課していた。

図 3

アジアの特定の国・地域における MFN 実効関税の引き下げと年間貿易成長率、2001～2009 年 (%)

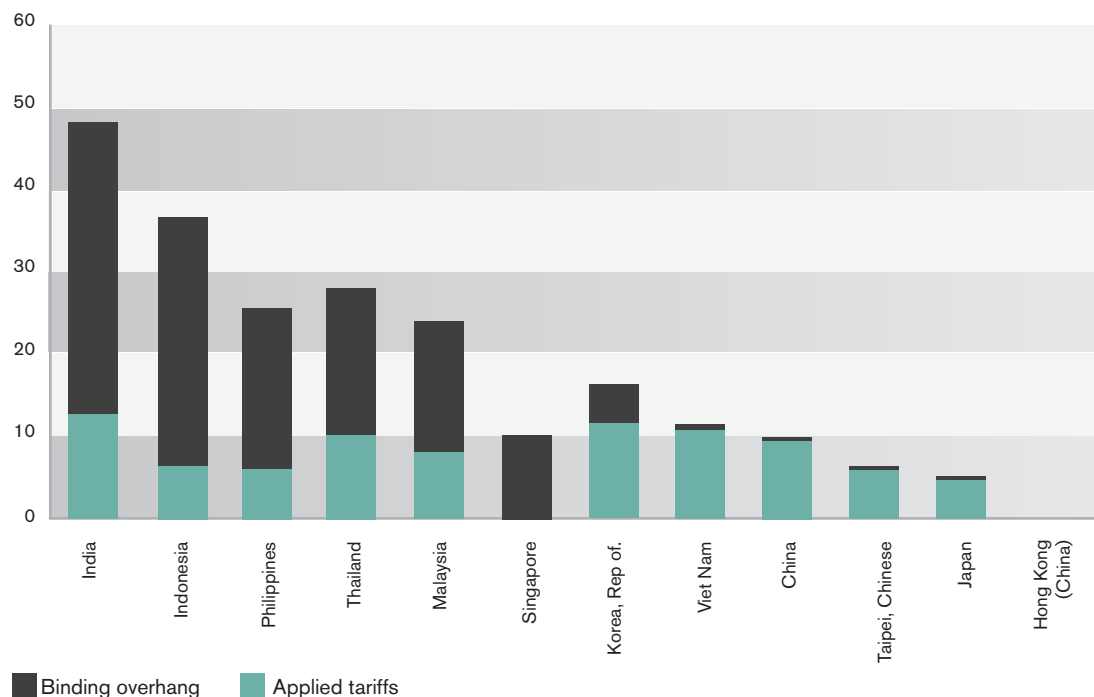


*Joined the WTO after 2001.

(出所) WTO 統合データベースと国連商品貿易データベース。

図4

アジアの特定の国・地域における2009年のオーバーハング（％）



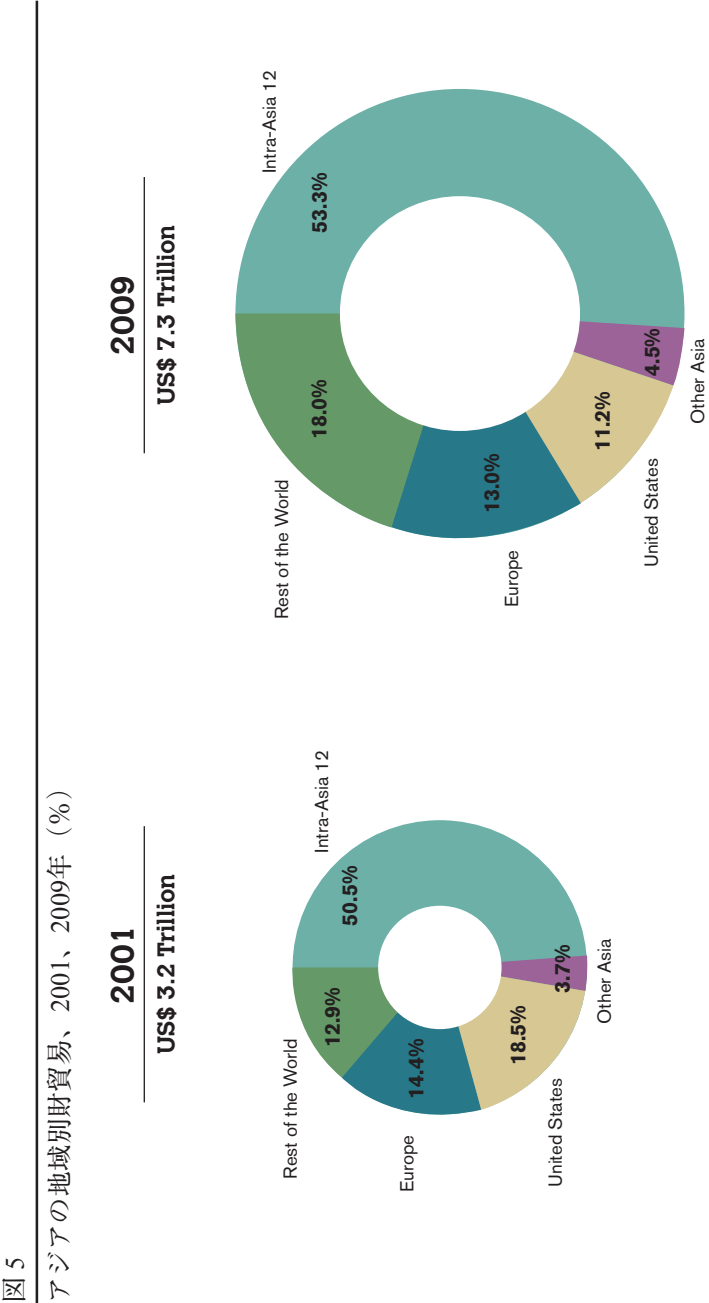
(出所) WTO (2010a)。

譲許関税は、予期せぬ関税引き上げのリスクから輸出型企業を保護する。多くのアジア加盟国は公式には高い関税を掲げているが、すでに見てきたように、実際にははるかに低いMFN税率を適用している。インドと、ウルグアイ・ラウンドで多角的貿易体制に加わった東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）10ヶ国は実行税率と譲許税率の差（オーバーハング）が最も大きい（図4）。

第3節 アジアの貿易を促進する地域貿易協定

アジアは高度に統合された貿易圏であり、域内の取引は増加している（2009年の貿易の58%を占める：図5）。さらに、アジアの域外市場は多様化しており、伝統的な貿易相手国である米国や欧州諸国以外の地域とも取引を進めている。米国と欧州連合を除く域外貿易の割合は、2001年の12.9%から2009年の18%へと増加した。

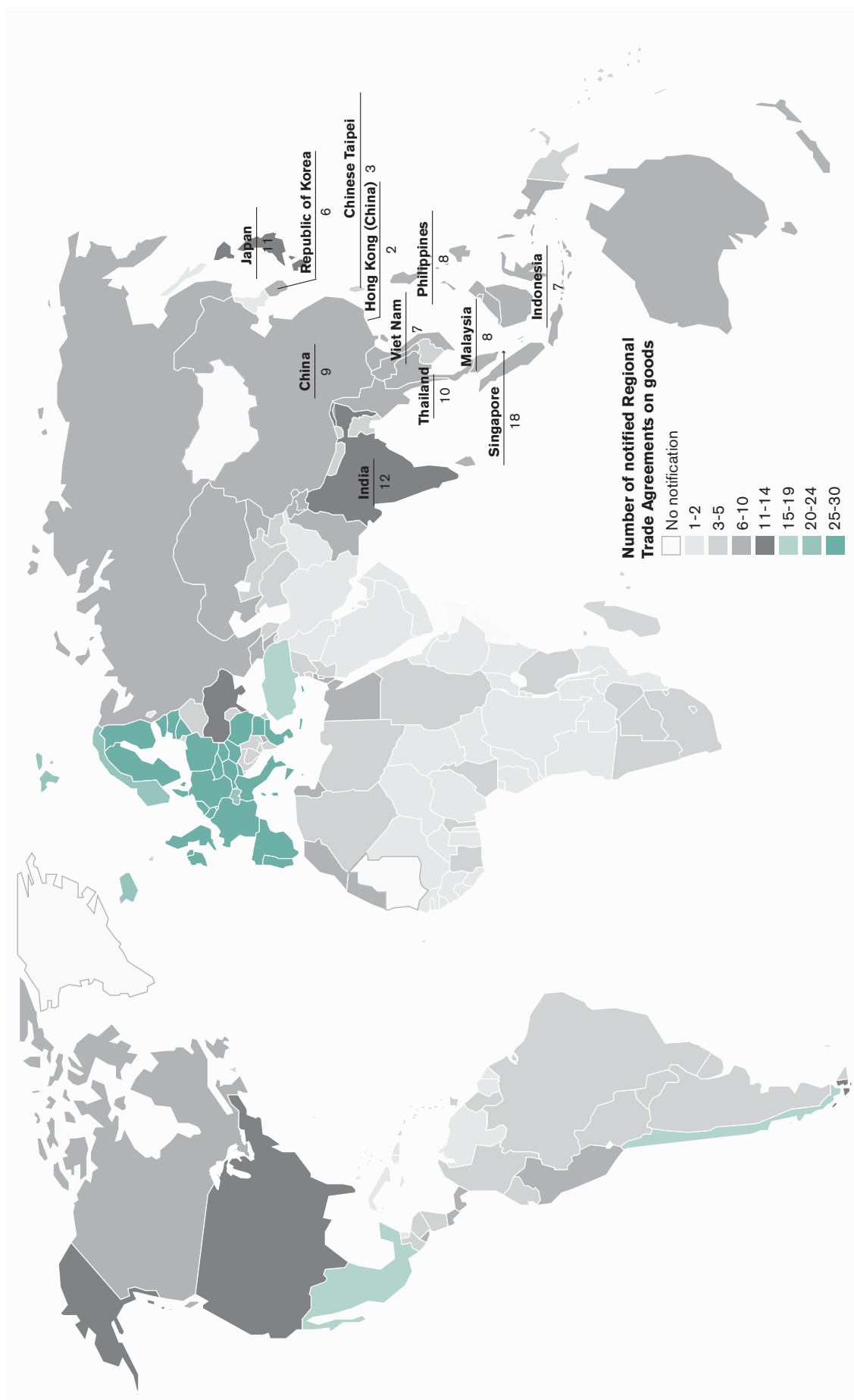
アジアの国・地域間で締結されている多くの地域貿易協定は地域の統合に寄与してきた。ASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）は、ほぼ完全に非関税地域である。AFTAの共通実効特惠関税（common effective preferential tariff:CEPT）のもと、2010年にASEAN5ヶ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）は取引される製品の99%以上に対して非課税措置を開始した（タリフライン）。ベトナムは2015年をめどに共通実効特惠関税をゼロにする予定である。また、ASEAN諸国は、中国、インド、日本、韓国などと自由貿易協定を結んでおり、いずれも施行段階にある。アジアのほとんどの国は最低でも1件の地域貿易協定を締結している。シンガポールは財について18件の地域貿易協定を締結しており、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムは、AFTA以外に6件以上の地域貿易協定を締結している（図6）。



(注) 「イントラ・アジア12」とは、中国、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムで構成される。
(出所) 国連商品貿易データベース。

図6

GATT/WTO に通知され効力を持つ財の地域貿易協定（国・地域別協定数）



（出所）WTO 地域貿易協定データベース。

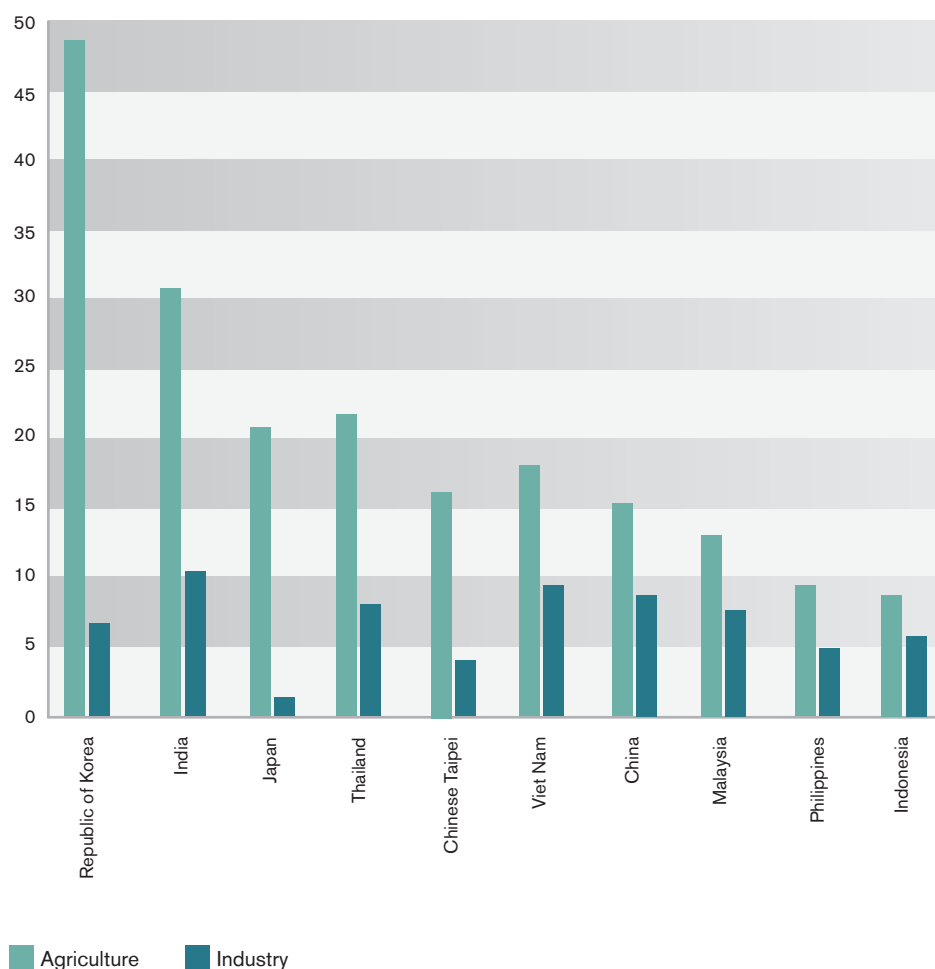
第4節 産業ごとに大きく異なるアジアの関税

アジア諸国において工業製品の関税⁽¹⁾は農産物の関税よりも低い（図7）。インドと韓国は農産物の関税が世界で最も高い10ヶ国の中に含まれており、韓国の農産物関税は工業製品関税の平均の7倍を超える。日本の工業製品関税は比較的低いが、農産物関税はアジアの開発途上国と同水準である。

アジア地域の貿易で半製品がその大半を占めている状況は、アジア諸国の関税の実態に反映されている。半製品の関税は原材料や加工品の関税よりも低い。韓国とタイの場合、半製品の関税は原材料の関税の3分の1未満である。農産物については、アジアのほとんどの国・地域で、原材料の関税が高い水準にとどまっている（図8）。だが、傾斜関税（輸入品の加工度が高ければ高いほど税率を高くする制度）を示す兆候は見られていない。

図7

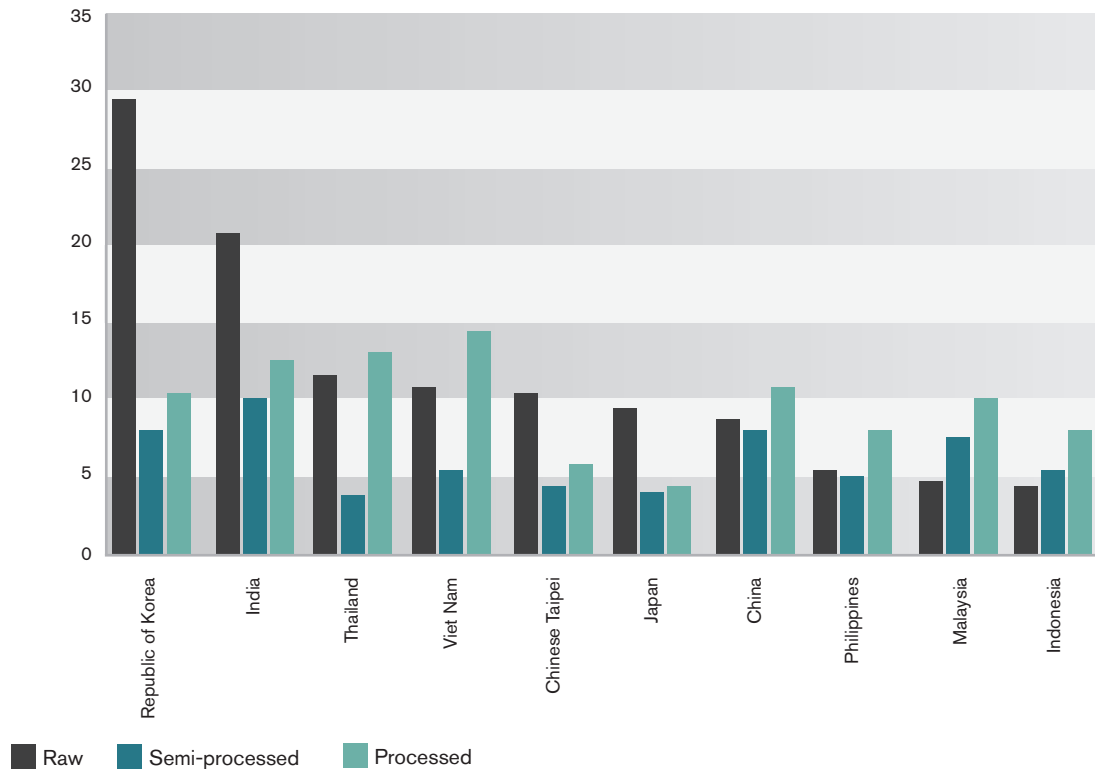
アジアの農産物関税と工業製品関税、2009年（％）



（出所）WTO（2010a）。

図8

アジアの特定の国・地域における傾斜関税率、2009年（％）



(出所) WTO 統合データベース。

第5節 グローバルなサプライチェーンのもとでの有効保護率

傾斜関税の問題と密接に関係するのは、有効保護の概念である。関税率の傾斜が急であれば、完成品を生産するすべての企業が安く買って高く売ることができるので高い保護の恩恵を受ける。ところが、中間財を生産する企業は関税保護の恩恵をほとんど受けず、その一方で輸入する必要のある加工品に対しては高い関税を払わなければならない。この場合、有効保護率（effective protection rate: EPR）は低くなり、場合によっては、原材料に対して支払う関税が生産される製品の名目保護率を上回り、負の保護率になることすらあるかもしれない。

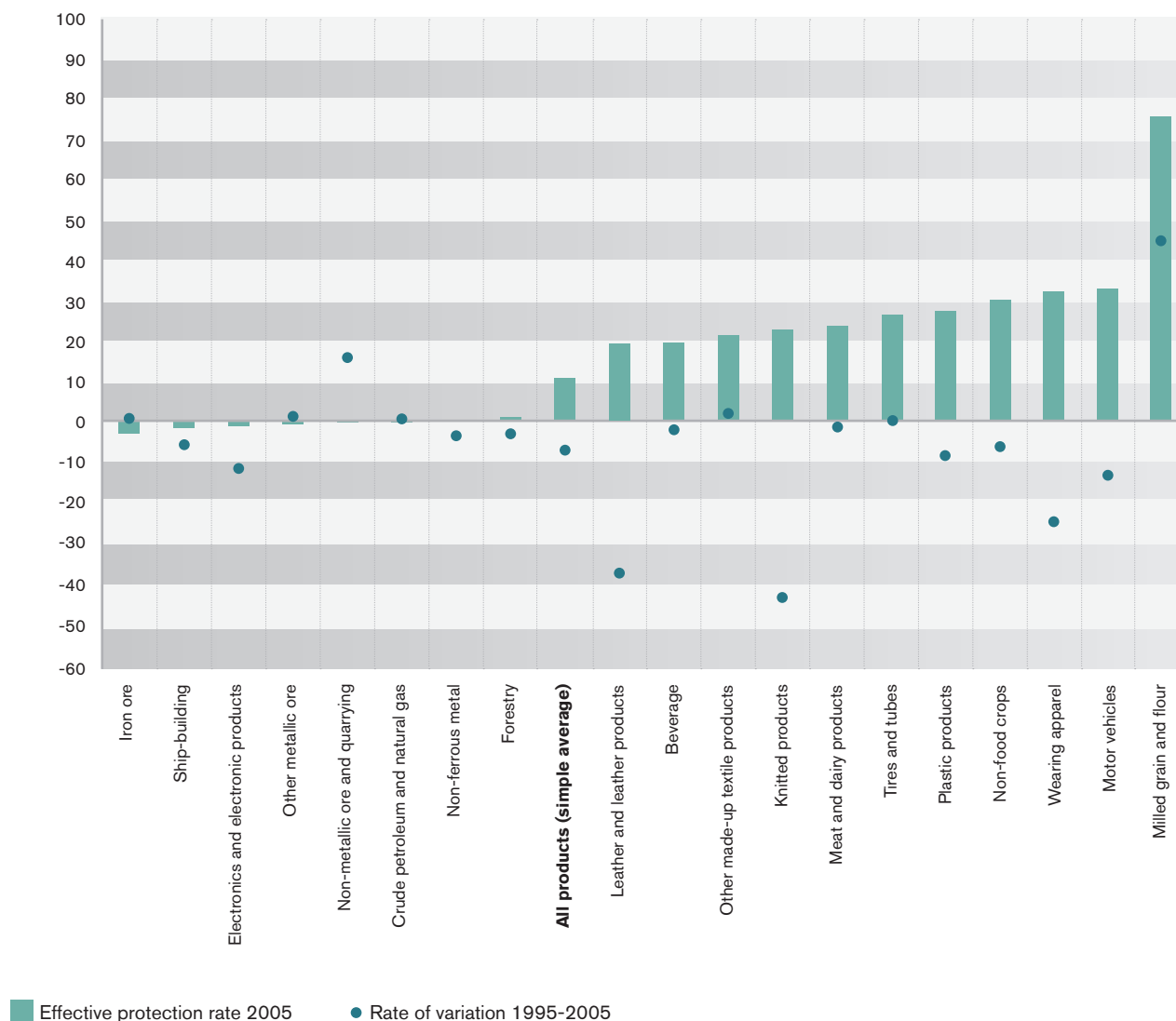
一国の生産システムが国際サプライチェーンに組み込まれると、より多くの貿易取引が中間財で占められるよ

うになるため、それまで有効であった保護措置が「無効」になるだろう（第8章を参照）。東アジアと米国では、各産業の連関構造にしたがって計算される有効保護とそれに対応する関税率は時間とともに低下している。しかし、繊維・衣料、自動車、一部の食品産業などいくつかの部門は、今も高水準の有効保護率の恩恵を受けている（図9）。ただし、2005年のデータによると、過去数十年とは異なり、現在では負の保護になることは比較的まれである。全体として、実行税率引き下げの動きは、負の保護の低減に役立っている。

高度に保護された産業の有効保護率は、時間とともに低下する傾向がある。1995年のEPR水準と1995年から2005年の変動の相関率は、すべての産業と国々において比較的大きい負の値（-0.7）であり、一層中立かつ平坦な関税構造に向かう傾向を示している。

図 9

米国と特定のアジアの国・地域における2005年の有効保護率（％）と1995～2005年の変化



(注) 10ヶ国の有効保護率の単純平均。

(出所) IDE-JETRO と WTO のデータをもとに作成。

第6節 低関税率の利点を弱める非関税措置

関税率が全体的に低下している一方で、いわゆる非関税措置（non-tariff measure: NTM）の使用の増加によって貿易自由化への流れが牽制されている。非関税措置は、政策的に重要な事項へあてられるものであるが、一方で、輸入制限につながる可能性を持つ行政措置である。非関税措置には、ライセンス供与や輸入量制限から、衛生管理や植物検疫まで、あらゆる措置を含めることができる。

各国政府はさまざまな理由から非関税措置を用い、貿易政策の手段として使用する場合もある。2007年に複数の機関の専門家で構成される調査チーム⁽²⁾は非関税措置を以下のように定義した。「非関税措置は、財の国際貿易に対して貿易量または価格、あるいはその両方を変える等、なんらかの経済的效果を及ぼす可能性のある、通常の関税以外の政策措置である。」

表1は、一般的に使用される非関税措置の概要である。だいたいにおいて、透明性と非差別の原則が、非関税措

表 1

一般的に実施される非関税措置と特定の WTO 加盟国が関与した通商争議の事例

WTO member	NON-TARIFF MEASURES			DISPUTE SETTLEMENT
	Licensing, prohibition and quantity controls	Technical measures including sanitary and phytosanitary measures	Price control of which antidumping	Number of requests for consultation in disputes where member is complainant/respondent
China	✓	✓	✓	7/20
Hong Kong (China)	✓	✓		1/0
India	✓	✓	✓	19/20
Indonesia	✓	✓	✓	5/4
Japan	✓	✓	✓	14/15
Republic of Korea	✓	✓	✓	14/14
Malaysia	✓	✓	✓	1/1
Philippines	✓	✓	✓	5/6
Singapore	✓	✓		1/0
Chinese Taipei	✓	✓	✓	3/0
Thailand	✓	✓	✓	13/3
Viet Nam	✓	✓		1/0

(出所) Martinez et al. (2009) と WTO (2010a)。

置やその他の貿易政策を WTO の管轄下で評価するための唯一の基準である。したがって、表 1 の通商争議の統計は、非関税措置あるいはその他の貿易手段そのものの「合法性」よりも、これらの貿易手段が WTO の原則にしているかどうかという問題にかかわっている。

[注]

(1) WTO の定義に基づく非農業部門を指す。WTO 農業協定

の付属書 1 (www.wto.org/agriculture) に掲載されていない全ての製品を対象とする。

(2) 調査チーム (Multi-Agency Support Team) は UNCTAD によって編成され、非関税措置の分析を行ういくつかの組織の専門家で構成される。

